

事務連絡
令和3年12月27日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

助産に係る資産の譲渡等に係る消費税の非課税措置について

助産に係る資産の譲渡等に係る消費税の取扱いについては、平成3年6月19日付厚生省健康政策局長通知「消費税法の改正について」（別紙1）及び平成3年9月27日付厚生省健康政策局総務課事務連絡「消費税法の改正に伴う留意事項について」（別紙2）により、非課税であることをお示ししているところです。

本年3月以降、一部の医療機関において、助産に係る資産の譲渡等に係る消費税の課税誤りが判明したことを踏まえて、その取扱いについて改めてお示しいたしますので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知をいただくようお願いいたします。

なお、課税誤りが生じた原因としては、消費税率引き上げ時や会計システムの仕様変更時において適切な反映ができていなかったこと等が考えられることから、各医療機関におかれてはこれらの点についても改めてご確認いただくようお願いいたします。

<添付資料>

別紙1 平成3年6月19日付厚生省健康政策局長通知「消費税法の改正について」

別紙2 平成3年9月27日付厚生省健康政策局総務課事務連絡「消費税法の改正に伴う留意事項について」